

#### 4. 土地利用及び地域構造

新市全体で均衡を保ち、県下第2の都市として発展していくために、各地域の自然・産業・生活などの要因を重視しながら、新市における有効的な土地利用や機能の分担に考慮し、調和のとれたまちづくりを進めます。

##### (1) 土地利用の方針

土地利用については、次のような方針に基づいて推進します。

###### ①総合的な土地利用の推進

新市が、将来ともに発展していくためのまちづくりを推進するには、新市を取り囲むさまざまな社会環境を含めた広域的な視点に立ち、それぞれの地域特性に応じた計画的な土地利用を推進することが重要です。

新市においては、既に集積されている都市機能や、第1次産業の生産機能など、各種機能の相互連携を図りながら、それぞれの機能強化と、拠点の配置や整備を適正に進めることで、新市全体の土地利用を一体的に誘導する、将来を展望した総合的な土地利用を推進します。

###### ②個性を活かし、環境を守る土地利用の推進

新市は、旧北上川河口を中心とした市街地、河川沿いの平野部に開けた集落、リアス式海岸の海岸線と谷間部に点在する集落など、さまざまな空間から構成されており、この多様な魅力ある空間構造を支える海・山・川などの自然環境を、新市の大切な資源として将来に引き継いでいくことが重要です。

また、それぞれの空間には自然や歴史とともに、地域に伝えられてきた祭りや風習などの豊かな文化が数多く息づき、自然と調和した豊かな表情を創りあげてきました。

こうした個性的な空間特性を損なわず、市民が自然を憩いの場として活用できるよう、適正な管理による自然環境の保全に努めるなど、自然環境との共生を大切にしたい土地利用を推進します。

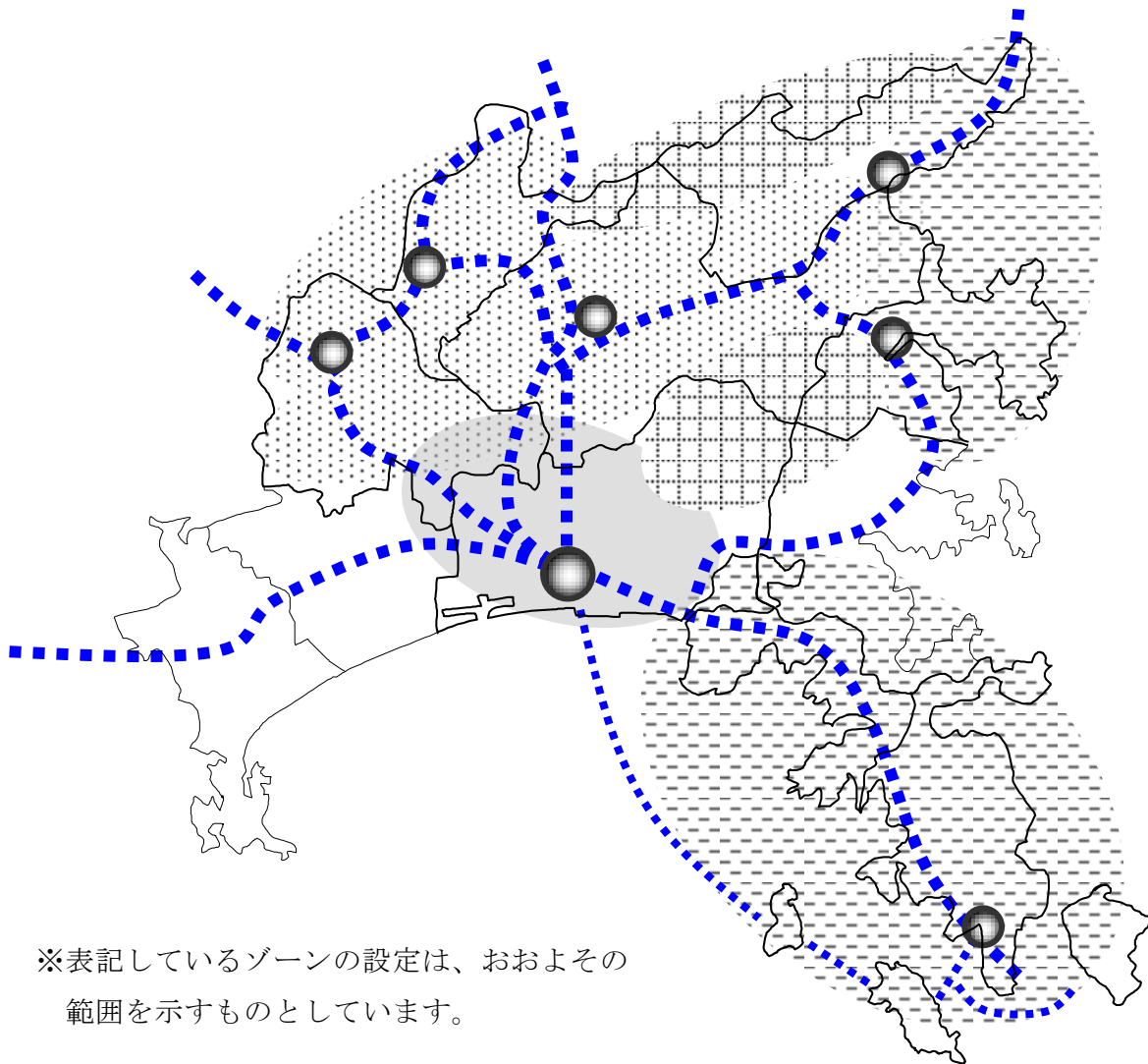
###### ③産業と生活を支える土地利用の推進

新市の豊かな自然環境は、地域の産業を支える生産基盤や資源としても重要な要素であり、新市には第1次産業を基幹産業とする地域も多いことから、第1次産業の持つ機能の維持と増進を基調として、環境的側面と産業的側面の調和を図りながら、産業を支える土地利用を推進します。

また、市民の快適な生活環境を確保することが重要であることから、生活環境に配慮した適正な宅地開発などの生活基盤の整備により、地域の実情に応じた利便性・快適性の高い生活空間の提供を目指した土地利用を推進します。

## (2) 地域構造（ゾーン整備の方向性）

新市が県下第2の都市にふさわしい都市機能を持つため、既存機能の集積や地域特性を踏まえた地域づくりを推進するとともに、地域間のネットワークを形成し、相互に都市の諸機能を連携補完しながら新たな機能の集積を誘導します。



※表記しているゾーンの設定は、おおよその範囲を示すものとしています。

- 『市街地展開ゾーン』
- 『田園居住ゾーン』
- 『海岸生産ゾーン』
- 『自然環境保全ゾーン』
- 『地域核（都市核）』
- 『地域連携軸』と『広域連携軸』

### ①市街地展開ゾーン

旧北上川の河口周辺に広がる市街地は、交通・物流・医療等の機能が集積し、古くから石巻広域圏の拠点として栄えてきました。新市においても、広域的な中枢機能を充実するとともに、多様な都市機能の集積を活かしたより高次の都市機能の整備と、新市の中心的な行政サービスが提供できるよう整備を進めます。

### ②田園居住ゾーン

新市の内陸部に広がる北上川が育んできた肥沃な田園地域で、田園の持つ保水機能や美しい景観など、自然が育む環境を大切にしながら、農業生産活動の向上に向けた基盤整備を進めるとともに、身近な商業機能や交流機能の充実を図るなど、快適な居住環境の整備を推進します。

### ③海岸生産ゾーン

太平洋に面するリアス式海岸を主とする地域で、急峻な山地が海岸に迫り、平地の少ない地域ですが、変化に富んだ自然環境に恵まれており、森林の保全を含めた漁場環境の保全と、漁業生産活動の基盤整備を進めるとともに、新市の中心部からいずれも遠隔地にあることから、充実した交通体系の整備を推進します。

### ④自然環境保全ゾーン

新市における豊かな森林環境は、市民にやすらぎを与えると同時に、水源かん養などの多面的な機能を有しています。この豊かな自然を次世代へ引き継ぐため、ゾーンに設定した地域のほか、国定公園や県立自然公園に指定された森林を中心とする地域なども含めて、積極的な保全活動を推進します。

### ⑤地域核（都市核）

現在の市役所・役場を中心とした地域で、新市においても行政サービス提供の中心的役割を担う地域です。新市の本庁や支所をはじめとする各種行政機関の機能充実を図り、市民の利便性を確保するとともに、地域それぞれの個性を活かした地域づくりの推進や、市民に身近な行政事務に、市民の意向を反映できるシステムを構築するなど、地域の核として整備を推進します。

### ⑥地域連携軸と広域連携軸

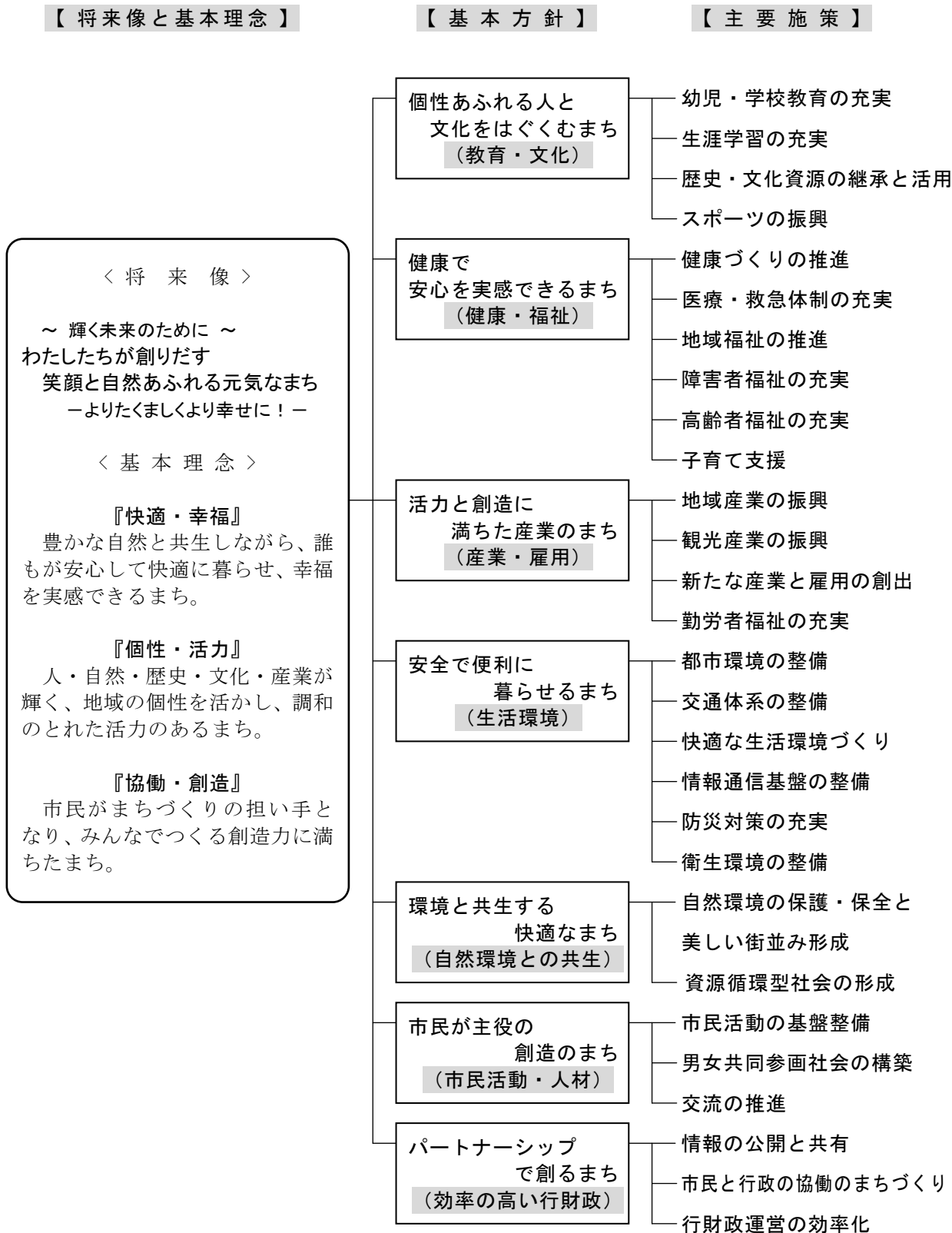
新市においては、地域ごとの提供が難しいサービス分野を地域間の連携で補う体制整備が重要であり、福祉や産業など各種施策における地域間交流の促進によって新市全体の連携を強化するため、地域核を結ぶ地域連携軸の整備を推進します。

また、新市は地理的条件から他市町との連携が不可欠であり、地域連携軸の整備と合わせ、他都市との交流を促進する広域連携軸の整備を推進します。

## 第5章. 新市の施策

### 1. 施策の体系

新市まちづくりの基本方針に基づいた、新市の主要施策の体系は次のとおりです。



## 2. 施策の内容

### (1) 個性あふれる人と文化をはぐくむまち【教育・文化】

#### ① 幼児・学校教育の充実

- ◆教育環境をより向上させるため、教育施設の改修や耐震化を進めるとともに、あわせて教育設備の充実を図り、高度・多様化する社会に対応できるよう、教育環境の計画的な整備を推進します。
- ◆子どもたちの通学環境に注意を払い、危険箇所の整備や防犯対策など、通学環境の整備を推進します。
- ◆子どもたちの個性を活かし、心豊かに育成していくため、産業体験やボランティア活動など、特色ある学習を推進するとともに、地域の歴史や自然とふれあう機会を充実し、郷土への愛着や理解を深める教育を推進します。
- ◆教職員の資質向上を図るため、各種研修を充実するとともに、保護者と一体となった教育研究活動を推進します。
- ◆地域・学校・家庭が情報を共有し、連携を強化するシステムを構築することにより、地域全体で青少年を健全に育むことのできる環境づくりを進めます。
- ◆高等教育を受ける機会の拡大を図るため、各種支援事業の充実を図ります。
- ◆衛生環境を重視した学校給食施設の整備を計画的に進め、安全な学校給食を提供します。

#### ② 生涯学習の充実

- ◆市民の多様な学習ニーズに対応するため、地域学習の拠点となる既存施設の整備や機能充実に努めるとともに、施設相互の役割分担やネットワーク化、さらに学校施設などの有効活用を図ります。
- ◆地域の特色を活かした生涯学習内容の充実や、体験学習をとおした地域間の交流を推進するとともに、NPO・ボランティア活動、地域コミュニティ活動などを含めた、市民の自主的・主体的な生涯学習活動を支援します。
- ◆情報化・国際化社会に対応できる人材や、地域活動の中心的役割を担う人材を育てるため、さまざまな学習機会を提供します。

#### ③ 歴史・文化資源の継承と活用

- ◆地域に伝わる風習、祭り、歴史や文化財の情報収集と提供を行いながら、保存団体や研究グループを支援するなど、文化資源の保護・保存を推進します。
- ◆芸術文化活動の拠点となる施設の整備を既存施設の活用を含めながら推進するとともに、多様な芸術文化に親しむ機会の充実と、絵画や工芸など多彩な活動の場の拡大を推進します。
- ◆地域の豊かな文化資源の継承を推進しながら地域間の交流を促進し、新たな文化の創造を推進します。

④スポーツの振興

- ◆市民誰もがスポーツに親しめるよう体育施設の整備に努めるとともに、既存施設の有効利用を推進します。
- ◆市民の交流や健康増進、また、青少年健全育成の観点から、誰もがレクリエーション感覚で参加できるスポーツ教室や、スポーツイベントを開催します。
- ◆体育関係団体の育成や支援、指導者の育成に努めるとともに、合併による地域スポーツ資源の拡大効果を活かして、総合型地域スポーツクラブ<sup>※</sup>の組織化を推進するなど、地域スポーツの活性化に取り組みます。

※総合型地域スポーツクラブ

地域住民が自主的に運営し、さまざまな年齢層の人々が、それぞれの関心や興味に応じてスポーツや文化活動に気軽に参加できるとともに指導者の育成も行う、地域社会に根づいた組織。地域の中に新たな機能を作ることから、コミュニティづくりに結びつくという点からも期待されます。

【主要事業】

施策区分	主要事業	事業の主な内容
幼児・学校教育の充実	◆教育施設整備事業	●校舎・体育館 ○施設耐震診断
	◆教育環境整備事業	○指導助手・パソコン・図書等整備
	◆通学環境整備事業	●通学路整備 ○安全対策
	◆総合学習支援事業	○体験学習、民間講師による総合学習
	◆指導者養成事業	○教職員研修、保護者講習
	◆地域連携推進事業	○地域・家庭・学校の連携システム構築
	◆高等教育支援事業	○奨学金、通学支援
	◆学校給食施設等整備事業	●施設・車両・備品の整備更新
生涯学習の充実	◆生涯学習施設整備事業	●公民館、生涯学習支援センター
	◆生涯学習推進事業	○学習支援センター設置、各種教室開催
	◆地域リーダー育成事業	○指導者育成講習等の開催
歴史・文化資源の継承と活用	◆文化資源保護保存事業	●収蔵・展示施設の整備
	◆文化資源データベース化事業	○文化資源のデータベース化
	◆芸術文化振興事業	○芸術文化活動支援、各種公演の開催
	◆文化交流推進事業	○地域文化の交流活動支援
	◆新文化創造事業	○文化事業の創造
スポーツの振興	◆体育施設整備事業	●運動公園、グラウンド、野球場
	◆健康スポーツ推進事業	○各種スポーツ教室・イベントの開催
	◆スポーツ団体育成支援事業	○総合型地域スポーツクラブの組織化

※ ●はハード事業 ○はソフト事業

## (2) 健康で安心を実感できるまち【健康・福祉】

### ①健康づくりの推進

- ◆地域を中心とした健康づくり教育や活動の充実を図るため、健康プランを策定するとともに、健康づくりの地域活動と指導者の育成を推進します。
- ◆年代や生活環境に応じた健康教育と健康相談を推進するとともに、各種検診など、市民の健康を支える予防事業や保健事業の充実と、それらの活動拠点となる保健施設の整備を推進します。
- ◆子供から高齢者まで、全ての人が健康や福祉について考える機会を充実し、市民全体の意識高揚を図ります。

### ②医療・救急体制の充実

- ◆市民の幅広い医療ニーズに対応し、誰もが安心して医療サービスを受けられるよう、公立病院などの施設整備や機能の充実に努めるとともに、関係機関の連携強化を図り、地域医療体制の充実を推進します。
- ◆災害等緊急時の医療ニーズに対応するため、体系的な救急医療体制の充実と、応急措置や移送体制における関係機関との連携を強化し、迅速な救急医療体制の確立を推進します。

### ③地域福祉の推進

- ◆市民一人ひとりを福祉の担い手と位置付け、相互扶助意識の高揚を図るとともに、町内会などの地域内交流の促進と、地域ボランティア活動の支援や担い手となる人材の育成を進め、市民同士が互いに支え合う地域福祉を推進します。
- ◆地域における福祉計画の策定や、健康・福祉に関する総合的な相談体制、情報提供体制を構築し、福祉全般のサービス向上を図るとともに、社会福祉関係団体の活動を支援します。

### ④障害者福祉の充実

- ◆日常生活用具の給付など、生活を支援するサービスの充実に努めるとともに、障害のある人も適性や能力に応じ、経済的に社会の一員として自立できるよう、企業や関係機関との連携による雇用機会の充実と、通所施設等の整備による自立や社会参加を支援します。
- ◆障害のある人もない人も、誰もが安心して出かけ集えるユニバーサルデザイン<sup>※</sup>のまちづくりと、公共的施設のバリアフリー<sup>※</sup>化を推進します。

#### ※ユニバーサルデザイン

障害のある人だけでなく、子供から高齢者まで、多くの人々に共用でき、安全・快適で、使いやすい設計という意味で使われます。

#### ※バリアフリー

高齢者や障害者のある人などが、生活するうえで行動の妨げとなる物理的な障害や、心の障壁など、あらゆる障害を取り除くという意味で使われます。

### ⑤高齢者福祉の充実

- ◆高齢化の進む現状を踏まえ、民間との連携を図りながら、地域格差のない、地域に密着した老人福祉施設の整備と、デイサービスや訪問看護はもとより、多様なニーズに対応できるサービスメニューの開発をとおして在宅福祉サービスの充実に努め、高齢者が安心して生活できる環境づくりを推進します。
- ◆介護予防と健康増進を図るため、介護予防筋力トレーニング事業など、健康回復・健康増進サービスの提供や、自立と生きがいのある生活を確保するシステムづくりと、その支援を推進します。
- ◆関係機関との連携をより強化し、サービスの提供体制と運営の効率化を推進するとともに、利用者の意向を反映した質の高いサービスが提供できる環境づくりを推進します。
- ◆まちづくりを支える重要な担い手として高齢者を位置付け、生きがい創出のための生涯学習や、子供たちとのふれあい交流、共食活動<sup>※</sup>など、地域における活動と交流を支援します。
- ◆各種高齢者事業を総合かつ効果的に実施するため、事業の計画策定から高齢者が参画できるシステムの構築を推進します。

#### ※共食活動

高齢化の進展によって独居老人が増えるなか、栄養の偏りを防ぎ、心身の健康を目的とした『高齢者の共食活動』が全国で広がっています。共食とは複数の人が集まって食事を行うことを言い、単に栄養面だけでなく、交流の輪が広がることで精神面での健康増進も期待されています。

### ⑥子育て支援

- ◆女性の社会参加が増えるなか、保育施設の整備を計画的に進めるとともに、多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努め、仕事と育児を両立できる環境づくりを推進します。
- ◆子育て支援センターなどの施設整備とともに、母親クラブ・児童クラブの活動支援や、育児ボランティアの育成に努め、地域が一体となって子育てを支援する社会づくりを推進します。
- ◆核家族化により、孤立する傾向のある親の育児や、子供のしつけ、健康管理など、児童や家庭が抱えるさまざまな問題を解決するため、相談機能を強化するなど、健全な家庭形成を支援します。
- ◆安心して子供を生み育てられる環境づくりを推進するため、医療費助成の拡充など、各種支援を充実します。



## 【主要事業】

施策区分	主要事業	事業の主な内容
健康づくりの推進	◆健康づくり支援事業	○健康プランの策定、地域健康活動の推進
	◆保健施設整備事業	●保健センター、相談センター
	◆保健推進事業	○各種検診、健康相談の実施
	◆健康福祉教育推進事業	○福祉健康教育、介護予防教育の実施
医療・救急体制の充実	◆地域医療充実化事業	●公立病院施設整備 ○在宅医療の助成
	◆救急医療体制整備事業	○在宅当番医、関係機関のネットワーク化
地域福祉の推進	◆福祉まちづくり担い手育成事業	○意識啓発、活動団体支援、人材育成
	◆地域福祉計画策定事業	○地域福祉計画の策定
	◆地域福祉推進事業	○地域福祉ボランティア活動助成
障害者福祉の充実	◆障害者社会参加支援事業	●小規模作業所整備
	◆障害者生活支援事業	○障害児拠点療育
	◆ユニバーサルデザイン推進事業	○新規施設のユニバーサルデザイン化
	◆公共的施設バリアフリー化推進事業	○既存公共施設のバリアフリー化
高齢者福祉の充実	◆高齢者福祉施設整備事業	●特別養護老人ホーム、デイサービス施設
	◆高齢者生活支援事業	●高齢者集合住宅設置 ○在宅福祉の充実
	◆福祉機関連携推進事業	○関係機関のネットワーク化
	◆高齢者生きがい自立支援事業	○地域内交流、老人クラブの活動支援
	◆高齢者参画システム構築事業	○参画システムの構築
	◆介護予防健康増進事業	○生きがいデイサービス、介護予防トレーニング
子育て支援	◆子育て支援施設整備事業	●支援センター、保育所、放課後児童クラブ
	◆子育て支援推進事業	○各種施設の運営支援、子育て相談の実施

※ ●はハード事業 ○はソフト事業

### (3) 活力と創造に満ちた産業のまち【産業・雇用】

#### ①地域産業の振興

- ◆ほ場整備や農業用排水施設の整備など、生産基盤の整備を進めるとともに、施設近代化による生産環境の整備と特産農業の振興を図り、生産性の高い農業を推進します。
- ◆優良林木の育成により、森林の持つ多様な機能の維持・増進を図るとともに、林道の整備や間伐など、森林の環境保全に努め、計画的な森林の造成と管理を進めます。
- ◆漁港施設や増養殖施設など漁業生産基盤の整備をはじめ、加工施設などの近代化や製品開発、地先資源の管理を促進し、生産性の向上と漁家の経営安定化を図るとともに、関係団体の活動を支援します。
- ◆第1次産業では就業者の顕著な高齢化が進んでいることから、若手後継者の育成を図るとともに、特産品づくりや新市ブランド化などの高付加価値化による消費拡大を推進します。また、市民や観光客への周知活動、地産地消の奨励、流通・販売体制の構築にも努め、経営体の安定化を支援します。
- ◆商工業の振興を図り、地域経済の活性化を図っていくため、商工会議所、商工会の活動を支援するとともに、関係機関と連携し、事業者の経営や育成対策の充実に努め、地域産業の育成と個性ある商店街づくりを推進します。
- ◆地域の伝統的な産業を観光資源としても支援するとともに、伝統的な技術を持つ職人の育成に努め、技術の継承と合わせた雇用機会の拡大を推進します。

#### ②観光産業の振興

- ◆観光と他産業との連携、第1次産業の持つ資源や、地域の恵まれた自然・歴史・文化・食材など、多彩な資源を繋げ活かしたグリーンツーリズムやブルーツーリズム<sup>※</sup>をはじめとする、交流型・体験型観光などの新しい観光産業を推進します。
- ◆観光協会などの関係機関を支援しながら連携を深め、観光拠点となる施設等の魅力ある整備を進めるとともに、観光施設のネットワーク化とインフォメーション機能を充実し、一体的なイベントの開催や観光PRの強化により、滞在型・周遊型の観光産業を推進します。

#### ※グリーンツーリズム・ブルーツーリズム

農山漁村に滞在し、農林漁業の体験や、その地域の自然・文化などに触れ、地元の人々と交流するというもので、交流によって地域の活性化を図る新たな手法と注目されています。

#### ③新たな産業と雇用の創出

- ◆三陸縦貫自動車道や石巻港など、各種交通・物流体系を活かした企業誘致と、進出企業に対する支援を推進します。

- ◆高度な研究技術と豊かな人材を有する石巻専修大学の協力を得て、産学官の連携強化と異業種間の交流を進めるとともに、人材育成や技術開発機関を支援することで、起業と新たな産業の創出を推進します。
- ◆高齢者の持つ技能や経験を活かすため、シルバー人材センターなどの機関を中心として、地域特性を活かした高齢者の就労機会の拡大に努めるとともに、高齢者の勤労による生きがい創出と、社会的・経済的な自立を支援します。
- ◆ベンチャー企業や起業家、既存企業の新規事業展開への支援、少子・高齢化時代にふさわしい熟練人材や女性パワーを活用した雇用・産業創出への支援、コミュニティビジネスへの支援を推進するとともに、担い手の育成を進めます。

④勤労者福祉の充実

- ◆勤労者のゆとりある生活を支援する融資制度の充実に努めるとともに、中小企業勤労者の福祉向上を図るため、勤労者福祉サービスセンター等との連携により、総合的な福祉事業を推進します。

【主要事業】

施策区分	主要事業	事業の主な内容
地域産業の振興	◆農業生産基盤整備事業	●ほ場整備、農道整備
	◆農業施設近代化推進事業	●機械化、貯蔵施設整備
	◆特産農業振興事業	●園芸等特産重点強化整備
	◆食の安全推進事業	○安全な食糧生産宣言の推進
	◆森林環境整備事業	●林道整備
	◆森林育成事業	○間伐、下刈、病虫害駆除
	◆漁業生産基盤整備事業	●漁港整備、増養殖場整備
	◆漁業経営近代化事業	●加工施設・製氷冷凍施設整備
	◆資源管理事業	○種苗育成・放流
	◆水産加工開発事業	○加工開発、市場調査
	◆産業団体支援事業	○関係団体運営支援
	◆後継者育成支援事業	○若者就業支援対策
	◆特産品開発流通支援事業	○特産品開発研究、販売ルート開拓
	◆商工業経営支援事業	○事業者融資、振興助成、商工団体支援
	◆伝統産業育成支援事業	○伝統工芸振興支援、関連イベント開催
	◆伝統技術継承支援事業	○職人育成、継承活動の支援
◆流通機能強化推進事業	●外貿コンテナヤード建設事業	
観光産業の振興	◆産業連携推進事業	○農・漁業体験観光、異業種交流
	◆観光施設整備事業	●観光施設・公園・看板整備
	◆観光イベント推進事業	○各種イベントの開催
	◆観光充実化事業	○観光PRの実施、観光協会支援
	◆観光情報充実化事業	○施設間連携システム、案内機能の充実
	◆広域観光推進事業	○都市間交流、イベントの連携
新たな産業と雇用の創出	◆企業誘致推進事業	○企業誘致の推進、誘致企業の支援
	◆技術開発支援事業	○技術開発機関との連携と開発支援
	◆起業支援事業	○産学官連携による人材育成と技術開発
	◆高齢者雇用促進事業	○シルバー人材センター設置運営支援
	◆コミュニティビジネス支援事業	○地域資源活用型起業支援
勤労者福祉の充実	◆勤労者福祉推進事業	○生活安定資金融資、中小企業勤労者福祉推進

※●はハード事業、○はソフト事業となります。

#### (4) 安全で便利に暮らせるまち【生活環境】

##### ①都市環境の整備

- ◆バリアフリーの歩行空間確保など、都市生活の快適性向上に努めるとともに、道路など各種公共施設の整備においてはユニバーサルデザイン化を進め、市民誰もが利用しやすい施設環境の整備を推進します。
- ◆新市の本庁・支所をはじめとした公共施設や福祉施設、観光施設など、主な目的地への公共サイン整備を推進します。
- ◆緑豊かな生活環境を形成し、市民の憩いと交流の場を提供するため、地域の環境や市民の意向を踏まえて、自然環境と調和した公園・緑地の整備を計画的に推進するとともに、自然との調和に留意しながら、魅力的な商業地など、都市景観の創出を進めます。

##### ②交通体系の整備

- ◆自動車の排気ガスによる大気汚染などの環境問題への対応や、仙台市をはじめとする他地域との結びつきを強めるため、鉄道などの公共交通について、速度、運行数、相互接続などの改善を促進し、利便性の確保と利用の拡大に努めます。あわせて、路線バスなどの身近な交通手段については、地域特性を勘案しながら、路線の維持や利用しやすい運行体系の確保を推進します。
- ◆鉄道や路線バスなどの大量輸送方式で対応できない地域の移動手段を確保するため、それぞれの地域の実情に対応できる移動手段を、市民と協働しながら検討し、整備を進めます。
- ◆合併による地域間の連携強化を図るとともに、近隣都市との交流を促進するため、主要な国県道の整備を関係機関に強く働きかけ、利便性の高い広域的な道路網の整備を推進します。
- ◆市民生活の利便性向上と、経済活動の活発化、流通基盤の強化による産業の振興を図るため、地域間を結ぶ生活道路の整備を推進するとともに、歩道の整備や災害対策、交通安全対策を講じながら、道路交通の安全対策を進めます。
- ◆離島にとって唯一の移動手段となる船舶海上交通を充実させるため、船舶への安全な乗降を基本とした施設の整備を推進するとともに、関係機関と連携しながら各種制度を活用し、事業者の船舶建造を支援します。

##### ③快適な生活環境づくり

- ◆市民の定住を促進するため、ユニバーサルデザインによる公営住宅の整備と、土地区画整理事業などの制度を活用した宅地の供給を計画的に推進するとともに、建築協定などによる宅地や住宅の適正な規制と誘導を図ります。
- ◆市民に安全で安定した水道水の提供を行うため、関係機関と連携しながら、施設老朽化への対応と耐震化の促進を基本とし、計画的な施設更新と、充実した水質

管理体制の整備を推進します。

- ◆快適で清潔な環境づくりと、公共水域の水質保全を図るため、公共下水道や農業・漁業集落排水施設など、生活排水処理施設の整備と、合併処理浄化槽の設置普及を推進します。
- ◆犯罪の発生を防止し、犯罪のないまちづくりを進めるため、地域や関係機関と連携した防犯活動の充実と、防犯意識の高揚を図ります。
- ◆交通事故を未然に防止するため、交通安全運動や交通安全教育を積極的に展開し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

#### ④情報通信基盤の整備

- ◆主な公共施設の情報ネットワーク化を進め、本庁と支所における同等のサービス提供や、各種行政情報の提供に努めるとともに、緊急時にも対応できる総合的な情報通信体系の構築を図ります。
- ◆新市の地理的条件を勘案し、情報格差のないまちづくりを進めるため、移動通信用施設の整備を促進します。あわせて、市民が利用できる公共施設のIT機能強化を進め、それらを活用した学習機会の提供を推進します。

#### ⑤防災対策の充実

- ◆災害に強いまちづくりを目指し、各種情報ネットワークを利用した防災情報システムの構築に努めるとともに、公共施設の耐震診断や補強、各種消防防災施設の整備を計画的に推進します。
- ◆地震や津波などの災害に対する市民の防災意識を啓発し、自主防災組織<sup>※</sup>づくりを進めるとともに、災害時の地域医療やライフラインの確保対策を推進します。
- ◆豪雨や台風などの自然災害に備え、河川・水路・急傾斜地などの整備を関係機関と連携しながら計画的に推進します。

##### ※自主防災組織

地域住民が自主的に連帯し、防災活動を行う組織で、災害時における初期消火や救出救護、集団避難などの活動を行います。

#### ⑥衛生環境の整備

- ◆市民の意向を踏まえ、墓地の整備と、既存の環境衛生施設整備を推進します。
- ◆し尿処理については、一部事務組合などの関係機関と連携し、環境保全に配慮した適切な処理を推進します。
- ◆地域の防疫活動や環境美化活動を支援し、快適で衛生的な生活環境づくりを推進します。

【主要事業】

施策区分	主要事業	事業の主な内容
都市環境の整備	◆ユニバーサルデザイン推進事業	(再掲:健康・福祉)
	◆公共的施設バリアフリー化推進事業	(再掲:健康・福祉)
	◆公共サイン整備事業	●各公共サイン設置
	◆公園緑地整備事業	●公園・遊具・水辺環境の整備
	◆地域景観整備事業	○景観の保全と創出活動
交通体系の整備	◆公共交通整備推進事業	○仙石線複線化の推進
	◆国県道等主要道路整備促進事業	○管轄機関への整備促進要望
	◆道路施設整備事業	●道路新設・改良・災害防除
	◆橋梁施設整備事業	●橋梁改良・架け替え
	◆港湾整備事業	●港湾整備
	◆交通安全施設整備事業	●歩道・街路灯・ガードレール整備
	◆交通体系整備事業	○離島航路の整備、民間交通機関の支援
快適な生活環境づくり	◆公営住宅整備推進事業	●住宅整備
	◆定住促進対策事業	●宅地造成、区画整理
	◆水道施設整備事業	●施設整備、簡易水道再編、管路図作成
	◆下水道施設整備事業	●公共下水道等整備
	◆合併処理浄化槽設置促進事業	○合併処理浄化槽設置補助
	◆防犯対策事業	○防犯診断、意識啓発、地域組織の育成
	◆交通安全対策事業	○交通安全教育、対策会議
情報通信基盤の整備	◆電算システム統合事業	○各種電算システムの統合整備
	◆地域イントラネット整備事業	●光ファイバー整備 ○各種ソフトの作成
	◆行政情報提供事業	○ホームページの活用
	◆地域情報化基盤整備事業	●移動通信用施設 ○公共施設IT機能強化
防災対策の充実	◆消防施設整備事業	●防火水槽、消火栓、消防ポンプ整備
	◆公共建築物耐震補強事業	○耐震診断 ●施設の補強
	◆防災対策事業	○防災計画・マップ作成、情報システム整備
	◆自主防災組織育成強化事業	○地域防災組織の育成
	◆自然災害防止事業	●河川・排水路整備、急傾斜地災害対策
衛生環境の整備	◆墓地整備事業	●墓地の整備
	◆廃棄物等適正処理事業	○処理施設の運営協力
	◆地域防疫活動支援事業	○防疫機器・薬剤購入への助成
	◆環境美化推進事業	○美化運動の協力啓発、活動支援

※●はハード事業、○はソフト事業となります。

## (5) 環境と共生する快適なまち【自然環境との共生】

### ①自然環境の保護・保全と美しい街並み形成

- ◆規制による自然環境保全の誘導はもとより、合併を契機とした里山体験などの地域間交流を促進し、地域の自然や環境を見直す機会を充実するとともに、環境学習の推進と、環境保全リーダーの育成に努め、豊かで大切な自然環境の保全を推進します。
- ◆地球温暖化の緩和、水源かん養、生態系の保全など、森林の果たす役割は多面にわたるため、森林機能の保持を目指したボランティア等による植林など、森林育成の取り組みを推進します。
- ◆環境マネジメントシステム（ISO14000 シリーズ）<sup>※</sup>の取得など、行政が積極的に環境対策に取り組むとともに、事業者に対する啓発活動と支援に努め、産業のグリーン化<sup>※</sup>など各種環境施策を推進します。
- ◆町内会等の地域コミュニティを単位としたアドプト活動<sup>※</sup>を制度化するなど、環境の保全に広く市民参加を推進し、活動の定着化に努めるとともに、活動の範囲を環境保全にとどめず、地域内の福祉活動や、団体間の交流による産業活動の活性化を合わせて推進します。
- ◆日常暮らす地域の生活環境そのものを快適にするため、身近な地域の自然を大切にする活動や、美しい街並み形成のための活動を推進します。
- ◆市民の健康と快適な生活環境を守るため、水質汚濁や騒音などの公害防止と、ダイオキシンなどの有害化学物質による環境汚染の防止に努めます。
- ◆市民はもとより、観光客などの来訪者に対しても環境保全の指導を実施するとともに、不法投棄に対する監視体制の強化を図ります。

#### ※環境マネジメントシステム（ISO14000 シリーズ）

組織活動が環境に与える影響を最小限にすることを目的に、国際標準化機構（ISO）が定めた環境管理システムの国際規格です。

#### ※産業のグリーン化

地球環境への負荷を削減して社会に貢献するとともに、環境を新たな競争力の源と捉えて、効率的に企業活動を行うこと。環境保全への自主的取組を経営戦略の一要素として、環境に関する経営方針の制定、環境マネジメントシステムの構築や環境にやさしい商品の優先的購入（グリーン購入）、リサイクルの促進、環境報告書の公表などを行うものです。

#### ※アドプト活動（制度）

（アドプトとは『養子にする』という意味）

行政に代わって市民や事業者【里親】が、身近な公園や道路など、公共の区域や空間の一部【養子】を管理（利活用）して、地域に良好な環境を作り出す活動です。

②資源循環型社会の形成

- ◆合併により資源を循環させる範囲が拡大するメリットを活かし、生ごみの有効活用や地産地消の推進など、持続的な循環型社会の形成を、地域の実情に合わせて総合的に推進するとともに、ごみの減量化を図るため、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進に取り組みます。
- ◆省資源・省エネルギー型社会の構築を目指し、バイオマス<sup>※</sup>や雨水・海水の利用など、自然エネルギーの活用を検討します。
- ◆廃棄物の適正な処理を進めるため、ごみの減量化や分別などの資源学習・啓発活動を積極的に進めるとともに、市民本位に立ったごみ収集体制の充実と、処理施設の適正な運営支援を行い、総合的な廃棄物処理体制の確立を推進します。

※バイオマス

生物資源という意味で、森林資源から得られるペレットや薪、木炭などの固体燃料が代表的なバイオマスエネルギーです。石油などの化石燃料よりはるかにクリーンなエネルギーと言え、先進国の多くが化石燃料の使用を減らす目的で、森林の再生や循環とあわせ、取り組んでいます。

【主要事業】

施策区分	主要事業	事業の主な内容
自然環境の保護・保全と美しい街並み形成	◆環境保全対策事業	○環境調査、開発指導
	◆市民参加型環境保全推進事業	○アドプト制度、緑のまち基本計画策定
	◆環境普及啓発事業	○環境フェア・リーダー育成
	◆自然学習推進事業	○農・漁村こども体験、北上川体験学習
	◆森林保全事業	○体験植林等による森林育成
	◆不法投棄対策事業	○不法投棄パトロール、啓発活動
	◆環境マネジメントシステム取得	○計画策定、取得活動
資源循環型社会の形成	◆美しい街並み形成事業	○花いっぱい運動等のコミュニティ活動推進
	◆廃棄物対策事業	○資源回収活動支援、生ごみ処理器補助
	◆循環型社会形成事業	●リサイクルプラザ開設 ○生ごみ堆肥化
	◆自然エネルギー活用事業	○バイオマスモデル事業

※●はハード事業、○はソフト事業となります。



## (6) 市民が主役の創造のまち【市民活動・人材】

### ①市民活動の基盤整備

- ◆市民が参加しないと解決できない地域の課題が増えており、課題の解決に向けて市民と行政の協働活動を推進するため、福祉、教育、まちづくりなど、さまざまな分野における市民活動の支援を推進します。
- ◆地域コミュニティを市民活動の基礎的団体と位置付け、市民の自治意識や連帯意識を高揚するための学習機会を充実し、活動への参加を推進するとともに、活動の中心的役割を担う人材の育成を進めます。
- ◆コミュニティセンターや自治集会施設など、身近な市民活動の場の整備を計画的に進めます。あわせて、指定管理者制度<sup>※</sup>を活用した公共施設の運営見直しを行うなど、市民活動への公共施設活用を積極的に進めながら、市民主体の活動を支援する体制整備を推進します。

### ②男女共同参画社会の構築

- ◆各種審議会や委員会などへの女性登用をはじめとして、女性の社会参画機会の拡充と、就業環境の向上を求める啓発活動を推進します。
- ◆性別による固定的な役割分担などの男女不平等意識を解消するため、あらゆる機会を通じて、男女共同参画意識の啓発に努めるとともに、各種講座や相談事業の実施を推進します。

### ③交流の推進

- ◆姉妹都市や友好都市との交流を進めるとともに、市民レベルの多彩な交流機会の創出や交流組織の育成に努め、さらなる交流を推進します。
- ◆国際化に対応できる人材を育成するため、将来を担う子供たちの国際交流事業など、交流機会を充実します。
- ◆観光施設などの主要施設においては外国語表記の案内板を設置するなど、国際化にも対応できる環境整備を推進します。
- ◆各地域のコミュニティ団体や文化・スポーツ団体などの地域間交流を進めることで、各地域の連携を強化するとともに、地域の情報提供の充実に努め、市民の情報共有と相互理解を図ります。
- ◆新市における地域間の交流や市民交流を促進し、新たな新市規模の団体の組織化を進めるとともに、交流イベント等を通じて市民の一体感の醸成を図るなど、速やかな新市の一体性確保を推進します。
- ◆仙台市など、近隣都市との交流を活発化させ、市民の交流機会を拡大するとともに、交流人口の増加による産業の活性化を推進します。

【主要事業】

施策区分	主要事業	事業の主な内容
市民活動の基盤整備	◆人材有効活用事業	○人材バンクの充実と活用、学習機会の充実
	◆市民活動支援事業	○市民活動支援センター設置、リスクマネジメント支援※
	◆地域活動拠点整備事業	●地域集会施設整備 ○指定管理者制度の活用
男女共同参画社会の構築	◆男女共同参画推進事業	○啓発事業、女性人権相談、実施計画策定
交流の推進	◆姉妹都市等交流推進事業	○姉妹・友好都市との交流推進
	◆国際交流推進事業	○友好都市・民間国際交流、青少年海外研修
	◆国際化環境整備事業	●外国語案内板整備、パンフレット作成
	◆地域間交流推進事業	○コミュニティ間の交流推進、交流イベントの開催
	◆都市間交流推進事業	○他都市とのイベント交流、物産販売の連携

※●はハード事業、○はソフト事業となります。

※指定管理者制度

これまで公共施設の管理は、財団等の公共的団体に委託先が限定されていましたが、住民ニーズへの対応には、民間事業者の能力等の活用が有効と考えられ、サービス向上と経費縮減を目的に、民間事業者の参入を図ることとなりました。

※リスクマネジメント支援

市民のまちづくり活動の中で発生しうるリスク（危険）に対し、そのリスクを低減、または対処するための支援です。（例：市民活動保険）

## (7) パートナーシップで創るまち【効率の高い行財政】

### ①情報の公開と共有

- ◆行政運営の透明性確保と、市民に対する説明責任の明確化を基本として、行政情報の積極的な公開を推進します。
- ◆市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、広報紙やホームページの活用など、さまざまな手段により、まちづくりの判断情報を積極的に発信し、さらに、発信した情報に対する市民のチェック機能を強化させるなど、行政情報の共有化を推進します。

### ②市民と行政の協働のまちづくり

- ◆市民の要望を的確に把握するとともに、市民の意見を行政へ反映させるため、地域における懇談会の開催など、公聴機会の充実を図ります。
- ◆市民と行政の協働によるまちづくりを積極的に進めるため、各種審議会等への幅広い市民参加と、計画策定や管理・運営など、さまざまな段階における市民参加を推進します。
- ◆地方分権時代にふさわしいまちづくりの展開に向け、市民と行政のパートナーシップを確立するため、市民参加システムの制度化を推進するとともに、ワークショップなどの手法を活用した協働のまちづくりの環境整備を進めます。
- ◆各種事業の成果を市民の視点で客観的に判断できる行政評価システム<sup>\*</sup>の構築に努め、市民のニーズに応じた施策の効果的・効率的な執行を推進します。
- ◆事務や事業の経済性と効率性の向上を図るため、民間委託の推進、公営から民営への転換、公的施設における指定管理者制度の導入など、民間（地域）活力との協働を推進します。
- ◆合併により、新市の区域が拡大することで生じる不安の解消だけでなく、地域の市民生活に直結した比較的狭い範囲で行うことが有効とされる業務や、地域固有の伝統・文化に関わる業務、地域の課題解決に関する活動など、地域の市民と行政の一体となったまちづくりを推進するため、支所機能の充実と、地域自治のしくみづくりを進めます。

#### ※行政評価システム

一定の基準や指標をもって、施策や事業の妥当性や達成度などの成果を評価するシステムです。

### ③行財政運営の効率化

- ◆事務事業の経済性・効率性の向上と、質の高い行政サービスの提供を目指し、品質マネジメントシステム（ISO 9000 シリーズ）<sup>\*</sup>の取得を推進するとともに、PFI<sup>\*</sup>をはじめとした民間活力の活用など、新たな制度の導入を推進します。

- ◆地方財政を取り巻く環境が厳しさを増していることから、長期的な展望に立った財政計画を策定し、事業の効果や緊急性を勘案した施策の選択と、限られた財源の効率的な活用に努め、健全な財政運営を進めます。
- ◆新市の行政拠点となる庁舎については、現有施設を活用するとともに、新市にふさわしい新庁舎の立地と機能を検討します。
- ◆合併による事務効率を向上させるため、支所等の行政機能を整備するとともに、統一システムによる事務の電算化とネットワーク化を進め、各種情報の適正管理と住民サービスの向上を推進します。
- ◆行政運営の効率化を基本とした定員管理適正化計画を策定し、計画的な定員管理と、地域のニーズに配慮した適切な職員配置に努めます。あわせて、地方分権時代にふさわしい職員の意識改革や能力開発を推進します。
- ◆行財政運営の透明性を確保するため、外部監査制度<sup>※</sup>の導入を推進します。

※品質マネジメントシステム（ISO 9000 シリーズ）

国際標準化機構（ISO）が定める品質保証システムの規格で、地域により異なる品質管理のシステムを審査登録機関が検査し、品質保証システムが適切に機能していることを制度的に保証するものです。

※PFI（Private Finance Initiative）

公共施設等の建設・維持管理・運営等を、民間の資金・経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法で、事業コストの削減と、質の高い行政サービスの提供が期待されています。

※外部監査制度

地方分権の推進にあたり、監査機能を充実・強化するため、地方公共団体が外部の専門的な知識を有する者と契約を結んで監査を受ける制度です。

【主要事業】

施策区分	主要事業	事業の主な内容
情報の公開と共有	◆情報公開共有推進事業	○ホームページ・広報紙の活用
市民と行政の協働のまちづくり	◆市民参加推進事業	○市民参加システム制度化、新市経営会議の設置
	◆行政評価システム導入事業	○市民参加型行政評価システムの構築
	◆協働まちづくり推進事業	○人材の養成、参加手法の確立
	◆地域活力活用推進事業	○指定管理者制度、民間委託の推進
行財政運営の効率化	◆行政拠点整備事業	●庁舎・支所整備、機能充実化
	◆事務効率化推進事業	○事務の電算化とネットワーク化
	◆品質マネジメントシステム取得事業	○計画策定、取得活動
	◆定員適正化推進事業	○定員管理適正化計画の策定
	◆財政健全化推進事業	○財政計画の策定
	◆職員育成事業	○研修充実

※●はハード事業、○はソフト事業となります。